

海面漁業権漁業
共同漁業権(存続期間:R6.1.1～R15.12.31)
第1種共同漁業

免許番号			共第1号	共第2号	共第3号	共第4号	共第5号	共第6号	共第7号
漁場の位置(地先)			八峰町八森	八峰町峰浜 ～三種町	男鹿市野石 ～五里合	男鹿市男鹿中 ～戸賀	男鹿市船川港 ～脇本	男鹿市船越 ～秋田市	由利本荘市 ～にかほ市
漁業権者(漁協名)			秋田県	秋田県 八峰町峰浜 能代市浅内 三種町八竜	秋田県	秋田県	秋田県	秋田県	秋田県
漁業の名称・漁業時期	あわび漁業	1月1日～12月31日	○	○	○	○	○	○	○
	さざえ漁業	〃	○			○	○		○
	かき漁業	〃	○	○	○	○	○	○	○
	したなみ漁業	〃	○			○	○		
	れいしがい漁業	〃			○	○	○	○	○
	こたまがい漁業	〃		○					
	ばい漁業	〃	○	○	○	○	○	○	○
	たこ漁業	〃	○	○	○	○	○	○	○
	なまこ漁業	〃	○	○	○	○	○	○	○
	うに漁業	〃	○			○	○		○
	いがい漁業	〃				○	○	○	○
	もずく漁業	〃	○		○	○	○		○
	わかめ漁業	〃				○	○		
	ほんだわら漁業	〃	○			○	○		
	いわのり漁業	〃				○			○
	えご漁業	〃				○			
	あおさ漁業	〃				○	○		○
	いぎす漁業	〃				○	○		○
	あらめ漁業	〃				○	○		

第2・3種共同漁業

免許番号				共第8号	共第9号	共第10号	共第11号
漁場の位置(地先)				八峰町～三種町	男鹿市野石～戸賀	男鹿市船川港 ～秋田市下新城	秋田市飯島～にかほ市
漁業権者(漁協名)				秋田県 八峰町峰浜 能代市浅内 三種町八竜	秋田県	秋田県	秋田県
漁業の名称・漁業時期	小型 定置 網漁業	さけ	9月1日～12月31日	○	○	○	○
		ます	1月1日～6月30日		○	○	○
		ひらめ・かれい	1月1日～12月31日	○	○	○	○
		こうなご・たなご	1月1日～12月31日		○		
		はたはた	11月1日～翌年1月15日	○	○	○	○
	刺し 網漁業	ます	1月1日～6月30日	○			○
		ひらめ・かれい	1月1日～12月31日	○	○	○	○
		めばる	1月1日～12月31日		○		○
		きす	4月1日～12月31日	○	○	○	○
		かに	1月1日～12月31日	○	○	○	○
		くるまえび	6月1日～11月30日 (共第10号:4月1日～12月31日)	○	○	○	○
		はたはた	11月1日～翌年1月15日	○	○	○	○
		底建網漁業	11月1日～翌年8月31日	○	○	○	○
		かにかご漁業	1月1日～12月31日	○	○	○	○
		雑魚地びき網漁業	4月1日～10月31日	○	○	○	○